

JALOS ニュース

Japan Lubricating Oil Society

2023 10月号

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第121号。以下「改正省令」という。）について、令和5年9月29日に公布され、令和7年4月1日から施行されることが公表されましたのでお知らせします。改正の趣旨、内容等については、以下のとおりです。

本改正の主なポイント

第1 改正の趣旨

本改正省令は、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第265号。以下「改正政令」という。）の施行に伴い、改正政令による改正後の労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第18条第2号及び令第18条の2第2号の規定に基づき譲渡又は提供に当たって容器等への名称等の表示及び文書の交付等をしなければならない化学物質（以下「ラベル・SDS対象物質」という。）の物質名を労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）で定める等の所要の改正を行ったものである。

目次

- | | |
|------------------------------|------------|
| 1. 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について | 5. 潤滑油需給統計 |
| 2. 下請取引適正化推進月間（11月）について | 6. お知らせ |
| 3. 「JALOS 技術講習会」開催のご案内 | 7. 協会の動き |
| 4. 「潤滑油製造業地方研修会」開催のご案内 | 8. 今後の予定 |

第2 改正の要点

1. ラベル・SDS 対象物質の裾切値に係る規定の削除（安衛則第30条、第34条の2及び別表第2関係）

改正政令による改正後の令第18条第3号及び令第18条の2第3号の規定により、ラベル・SDS 対象物質を含有する製剤その他の物に係る裾切値を告示で規定することに伴い、安衛則における当該裾切値に係る規定を削除したこと。

2. ラベル・SDS 対象物質の個別列举（安衛則第30条、第34条の2及び別表第2関係）

改正政令による改正後の令第18条第2号及び令第18条の2第2号の規定に基づき、ラベル・SDS 対象物質を安衛則別表第2に列举したこと。

3. その他

その他所要の改正を行ったものであること。

4. 施行期日（改正省令附則第1項関係）

改正省令は、令和7年4月1日から施行すること。

5. 経過措置（改正省令附則第2項関係）

改正省令附則第2項に規定した項に掲げる物については、令和8年3月31日までの間は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条並びに第57条の2第1項及び第2項の規定は適用しないこと。

詳細につきましては、以下をご覧ください。

◇厚生労働省ホームページ

(1) 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」（令和5年厚生労働省令第121号）：

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001150522.pdf>

(2) 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」（令和5年9月29日付け基発0929第1号）：

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001150523.pdf>

(3) 「労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS 交付の義務対象物質一覧」（令和5年8月30日改正政令、令和5年9月29日改正省令公布、令和7年4月1日及び令和8年4月1日施行）：

<https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.mhlw.go.jp%2Fcontent%2F11300000%2F001150524.xlsx&wdOrigin=BROWSELINK>

【一般社団法人 潤滑油協会ホームページへようこそ】

潤滑油に関する最新情報についてお知らせしています。

- What's New、○イベントインフォメーション、
- 潤滑油統計情報コーナー、○依頼試験、
- 潤滑油・環境ワールド、○JASO、JCMA オンファイル

URL <https://www.jalos.or.jp/>



下請取引適正化推進月間（11月）について

この度、公正取引委員会及び中小企業庁及びより、標記の件についての周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請取引の適正化について、従来、下請代金支払遅延等防止（以下「下請法」という。）の迅速かつ効果的な運用、違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守の指導等を通じ、その推進を図っています。

特に、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発事業を集中的に行うこととしており、本年度の下請取引適正化推進月間においては下記の事業を行うとのことです。

1. 下請取引適正化推進講習会の実施

オンライン（適正取引支援サイト）により、親事業者の下請取引担当者等を対象に、下請法及び下請振興法の趣旨・内容を周知徹底します。

適正取引支援サイト：<https://tekitorisupport.go.jp/>（11月ごろ掲載予定）

2. 適正取引講習会（テキトリ講習会）の開催（中小企業庁独自事業）

発注側企業と受注側企業との適正な価格に基づく取引を推進するため、受注側企業の経営者・担当者を対象とした「価格交渉サポート」、発注側企業の購買・調達担当者も対象とした下請法の遵守に向けて、様々な取引事例や違反事例を中心に解説した「下請法」のオンライン講習会を開催いたします。

適正取引支援サイト：<https://tekitorisupport.go.jp/>

3. 下請かけこみ寺の利用促進（中小企業庁独自事業）

「下請かけこみ寺」（全国48ヶ所に設置）では、中小企業の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。

下請かけこみ寺事業/公益財団法人 全国中小企業振興機関協会：

<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm>

詳細につきましては、下記ホームページをご参照下さい。

◇中小企業庁ホームページ

トップページ > 経営サポート > 取引・官公需支援 > 11月は「下請取引適正化推進月間」です
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2023/231004shitauke.html>



◆ JALOS 技術講習会「初級コース・車両用潤滑油」開催のご案内 ◆

先月号でもお知らせいたしましたが、2023 年度 JALOS 技術講習会「初級コース・車両用潤滑油」を下記の日程で開催致します。

この講座では、潤滑油の代表選手である車両用潤滑油を語るうえで欠かすことのできない規格の変遷、今後予測される将来の動向等についてご紹介します。また、エンジンの高性能化、ミッション機能の向上により高まるオイルへの要求性能を満足するために必要なオイルデザインの基礎項目、基本的な考え方について解説致します。一方、社会的要望の高まりとともに、市販の製品として備えていなければならない環境性能についても具体的にお話しします。

車両用潤滑油の基礎知識の修得、並びに地球環境の改善を推進するためにも、多数の方が受講されることをお勧め致します。

【講座概要】

受講対象者：・潤滑剤関係業務経験 1～3 年程度の方
・日常業務において車両用潤滑油に興味をお持ちの方

日 程：2023 年 12 月 15 日（金）

会 場：化学会館（東京都千代田区神田駿河台 1-5）
[JR 中央線・総武線 御茶ノ水駅]
[地下鉄丸ノ内線 御茶ノ水駅]
[地下鉄千代田線 新御茶ノ水駅]

内 容：①「ガソリン・ディーゼルエンジン油」

講師：ENEOS 株式会社

潤滑油カンパニー 潤滑油販売部

潤滑油販売統括グループ

ルブナレッジルーム担当

工学博士 加賀谷 峰夫 氏

②「駆動系潤滑油（ATF、ギヤ油等）」

講師：市橋潤滑技術士事務所

（元出光興産株式会社）

工学博士 技術士（化学） 市橋 俊彦 氏

定 員：30 名（先着順）

受 講 料（テキスト代、消費税を含みます）：

正会員 10,900 円 特別会員 14,200 円 賛助会員 17,500 円 一般 25,200 円

問 合 せ 先：一般社団法人 潤滑油協会・JALOS 技術講習会担当 TEL 047-433-5181



※詳細につきましては、同封の開催案内をご覧ください。

◆ JALOS 技術講習会「初級コース・潤滑油添加剤」開催のご案内 ◆

2023 年度 JALOS 技術講習会「初級コース・潤滑油添加剤」を下記の日程で開催いたします。

この講座では、潤滑油の使用目的を満足させるように基油に調合されている潤滑油添加剤の種類と働きについて解説します。添加剤は基油が持っている性能を更に高めるため、また基油が本来持っていない性能を新たに加えるために添加されます。潤滑油は一般家庭から産業活動までの幅広いフィールドで、寒冷条件下、高温高荷重箇所、腐食性雰囲気下といった様々な環境のもとで使用されます。そのために求められる必要な性能、特性は基油と添加剤の組み合わせの技術によって支えられています。

潤滑油添加剤の基礎知識の修得、併せて地球環境の改善を推進するためにも多数の方が受講されることをお勧めいたします。

【講座概要】

受講対象者：潤滑剤関係業務（経験 1～3 年程度の方）

日常業務において潤滑油添加剤に興味をお持ちの方

日 程：2024 年 1 月 25 日（木）

会 場：化学会館（東京都千代田区神田駿河台 1-5）

〔JR 中央線・総武線 御茶ノ水駅〕

〔地下鉄丸ノ内線 御茶ノ水駅〕

〔地下鉄千代田線 新御茶ノ水駅〕

内 容：潤滑油添加剤の基礎

講 師：シェブロンジャパン株式会社 テクノロジーセンター

ドライブライン&ハイドロリクス 理学博士

中川 貴洋 氏

定 員：30 名（先着順）

受 講 料（テキスト代、消費税を含みます。）

：正会員 12,400 円 賛助会員 19,000 円

特別会員 15,700 円 一 般 26,700 円

申 込 方 法：同封の開催案内をご覧ください。

問 合 せ 先：前掲



※詳細につきましては、同封の開催案内をご覧ください。

◆ JALOS 技術講習会「初級コース・工業用潤滑剤」開催のご案内 ◆

2023 年度 JALOS 技術講習会「初級コース・工業用潤滑剤」を下記の日程で開催いたします。

この講座では、潤滑技術に関する第一線の専門家を講師に招き、工業用潤滑剤の日常管理に関する基礎的事項の習得を目的としています。工業用潤滑剤について、工業用潤滑油、金属加工油、グリースに大別し、その種類と特性、要求性能及び選定・管理方法、トラブルシューティング、環境対策、労働安全等一連の管理手法について具体的にやさしく解説します。生産性の向上と地球環境の改善を推進するためにも、多数の方が受講されることをお勧めいたします。

【講座概要】

受講対象者：●潤滑剤関係業務経験 1～3 年程度の方 ●業務において潤滑剤に興味をお持ちの方。

●潤滑管理の実践を目指す方 ●潤滑管理をサポートされる方。

日 程：2024 年 2 月 19 日（月）、20 日（火）

会 場：アルカディア市ヶ谷（東京都千代田区九段北 4-2-25）

〔JR 中央線・総武線（各駅停車） 市ヶ谷駅〕

〔地下鉄有楽町線・南北線・新宿線 市ヶ谷駅〕

内 容：＜第 1 日目＞ 13:30～17:30

①「工業用潤滑油と管理」

講師：コスモ石油ルブリカンツ株式会社 商品研究所 工業潤滑油グループ
グループ長 山本 邦治 氏

＜第 2 日目＞ 9:30～16:30（12:30～13:30 昼休憩）

②「金属加工油と管理」

講師：ユシロ化学工業株式会社 技術本部
技術統括部 商品技術 1 部 丹野 幸雄 氏

③「グリースと管理」

講師：協同油脂株式会社
グリース技術部 課長 筒井 大介 氏
＜日本グリース協会 技術委員会推薦＞



定 員：20 名（先着順）

受 講 料（テキスト代、消費税を含みます。）：

正会員 18,700 円 特別会員 22,000 円 賛助会員 25,300 円 一般 33,000 円

問 合 せ 先：前掲

※詳細につきましては、同封の開催案内をご覧ください。

◆ 「潤滑油製造業地方研修会」開催のご案内 ◆

先月号でもお知らせいたしましたが、潤滑油の品質確保事業等への支援事業（資源エネルギー庁補助事業）の一環として、潤滑油技術等に携わる人材を育成するために必要な潤滑油関連情報を提供することを目的として「潤滑油製造業地方研修会」を開催させていただきます。なお本年度は、対面と Web（ライブ配信・Zoom ミーティング）のハイブリッドで開催させていただくこととなりました。

ご多忙中とは存じますが、貴重な示唆を得る絶好の機会と考えます。

なお現在、対面参加でのお申込みが少ない状況となっておりますが、久々の会場開催となりますので、「名古屋」、「神戸」の各会場近郊の皆様におかれましては、ぜひ会場へのご参加についてのご検討をお願いできますと幸いです。

【研修会概要】

方 法：ハイブリッド開催(対面&Web) 講演中の録画・録音・撮影は禁止です。固くお断りします。

名古屋研修会：2023 年 11 月 16 日（木）開催（ウインクあいち 1003 号室）13:00 受付開始

1. 「労働安全衛生法改正に伴う化学物質の適正管理について」

錦見環境安全衛生コンサルタント事務所 代表 錦見 端 氏

2. 「自動車の電動化に対応した潤滑油の技術動向」

トヨタ自動車株式会社 電動化・環境材料技術部 電動化材料開発室 第 6 電動化材料 G

主幹 山守 一雄 氏 ((公社)自動車技術会 材料部会 エンジンオイル分科会 分科会長)

神戸研修会：2023 年 12 月 22 日（金）開催（神戸国際会館 802・803 合同会議室）13:00 受付開始

1. 「植物油系電気絶縁油による高い環境性とゼロカーボン社会の実現」

株式会社かんでんエンジニアリング 石油・環境事業部 石油・環境統括部 技術・開発 G
グループマネジャー 西川 精一 氏

2. 「二輪車用 4 サイクルエンジンオイルの現状と将来動向」

カワサキモーターズ株式会社 新興国 MC ディビジョン 開発部実験課

基幹職 鈴木 弘三 氏

定 員：会場 30 名(リモート参加 30 名) 計 60 名、参加費：無料（事前登録制）

申込方法：9 月号同封の開催案内をご覧ください。

問合せ先：一般社団法人 潤滑油協会・事業部 TEL 047-433-5181

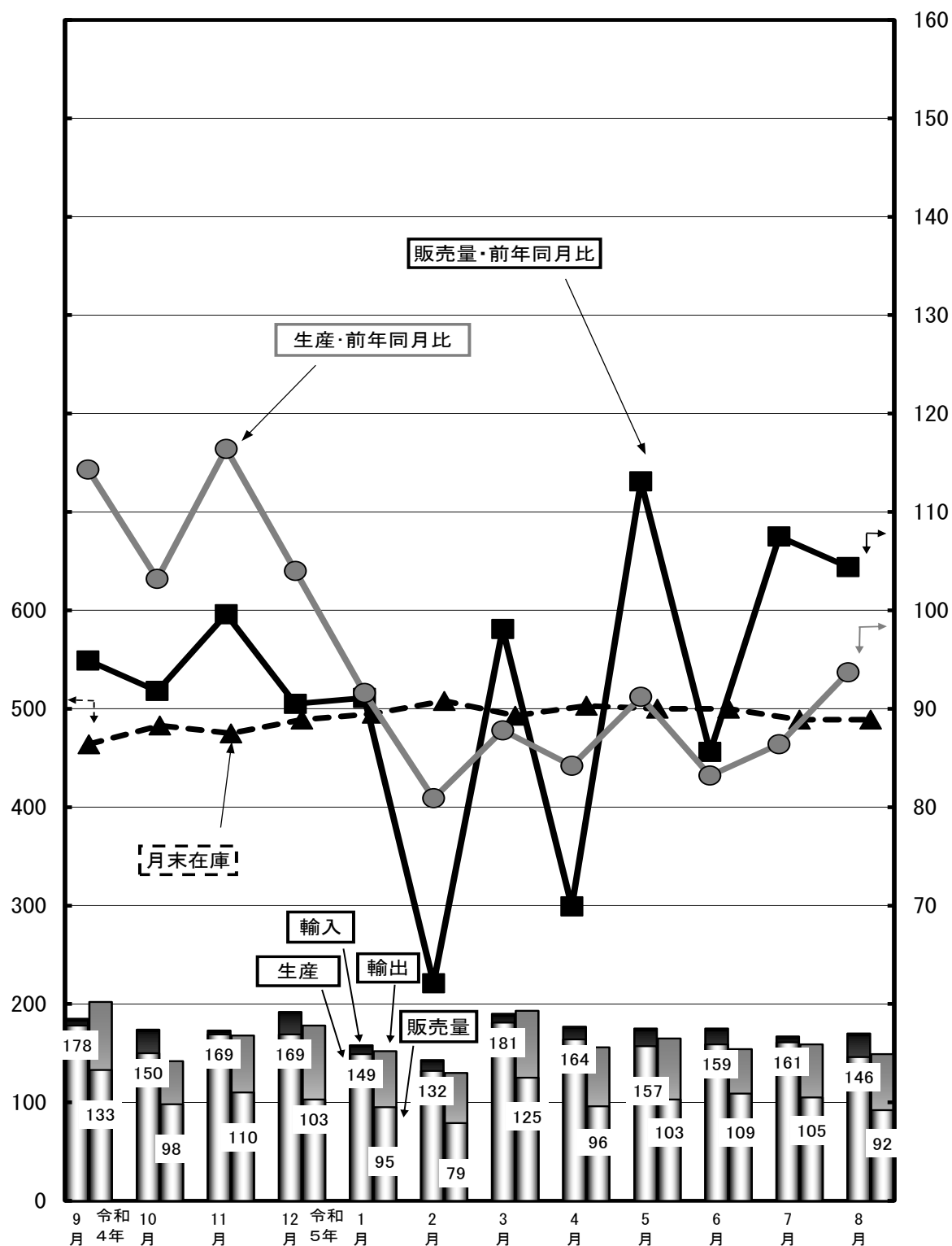
※開催日によって応募締切等が異なります。詳細につきましては、9 月号同封の開催案内をご覧ください。

潤滑油需給統計

8月の生産量は146千kLで前年同月比で6.3%下回り、販売量は92千kLで4.4%下回った。

(千kL)

(%)



出典：経済産業省 資源・エネルギー統計月報（注：棒グラフ上段の数字は生産量、下段の数字は販売量）

潤滑油需給統計（時系列表）

（単位：kL）

年 月	生産	輸入	国内向販売	輸出	在庫	生産部門 販売部門 (製造業者・輸入業者)	
						生産部門	販売部門
令和 2	2,026,775	195,920	1,419,764	749,232	468,262	182,964	285,298
3	2,008,464	270,105	1,469,039	766,211	450,916	168,202	282,714
4	2,537,781	217,626	1,748,819	794,064	488,975	171,799	317,176
令和 3年度	1,969,259	279,529	1,444,278	723,422	445,765	162,812	282,953
4	2,597,144	184,058	1,811,340	765,879	492,952	176,856	316,096
令和 4年 4～6月	714,187	70,317	502,134	220,067	471,783	153,304	318,479
7～9	666,546	33,205	448,683	199,574	464,471	148,985	315,486
10～12	624,225	50,854	438,821	170,536	488,975	171,799	317,176
令和 5年 1～3月	592,186	29,682	421,702	175,702	492,952	176,856	316,096
4～6	614,502	47,385	434,863	167,338	499,524	169,182	330,342
令和 4年 6月	244,315	26,755	179,668	68,978	471,783	153,304	318,479
7月	238,730	11,769	137,667	74,231	488,947	153,644	335,303
8月	199,898	14,449	123,593	56,029	501,781	176,928	324,853
9月	227,918	6,987	187,423	69,314	464,471	148,985	315,486
10月	191,590	23,751	138,647	44,347	482,634	170,500	312,134
11月	216,166	4,355	155,356	58,286	475,186	172,593	302,593
12月	216,469	22,748	144,818	67,903	488,975	171,799	317,176
令和 5年 1月	191,055	9,316	133,861	56,591	495,378	176,294	319,084
2月	169,291	11,138	111,559	51,381	507,739	188,705	319,034
3月	231,840	9,228	176,282	67,730	492,952	176,856	316,096
4月	210,057	13,028	135,279	59,790	502,920	180,905	322,015
5月	201,108	18,103	145,784	62,228	499,903	176,975	322,928
6月	203,337	16,254	153,800	45,320	499,524	169,182	330,342
7月	206,158	6,048	147,989	54,321	489,193	164,805	324,388
8月	187,265	8,539	129,043	56,944	481,643	173,816	307,827
前年同月比 (%)	93.7	59.1	104.4	101.6	96.0	98.2	94.8

※「国内向販売」は調査対象が調査対象以外（消費、卸売又は小売事業所）へ販売した数量（理論値）を示す。

※令和 4 年 4 月分より潤滑油の集計方法の改訂が行われました。詳細は JALOS ニュース No.337 をご覧下さい。

製造業者・輸入業者の消費者・販売業者向販売、在庫内訳

（単位：kl）

区 分	消費者・販売業者向販売	(前年同月 比 %)	在 庫	(前年同月比 %)
潤滑油計(R5年8月)	165,034	(101.7)	307,827	(94.8)
ガソリンエンジン油	29,116	(102.6)	33,001	(108.6)
ディーゼルエンジン油	15,590	(107.3)	14,243	(94.1)
その他 車両用	16,659	(110.8)	22,429	(97.3)
船舶用エンジン油	8,785	(113.6)	12,376	(88.0)
機 械 油	23,462	(97.1)	24,833	(96.2)
金 属 加 工 油	10,390	(90.8)	13,592	(101.6)
電 気 絶 縁 油	4,158	(93.8)	2,675	(45.9)
その他特定用途向け	31,263	(101.2)	103,969	(94.1)
その他	25,611	(99.5)	80,709	(93.1)

出典：経済産業省 資源・エネルギー統計月報

お知らせ

○サーマルカメラを使用する場合の個人情報保護法上の留意点について留意点について（注意喚起）

この度、資源エネルギー庁燃料供給基盤整備課より標記についての周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症の対策のために急速に普及したサーマルカメラ（赤外線を検知して温度を計測するカメラ）には、顔画像を取得する機能を有するものがあることが確認されています。特定の個人を識別することができる顔画像は「個人情報」（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項）に該当するため、サーマルカメラにより特定の個人を識別することができる顔画像等の個人情報を取得している場合、当該サーマルカメラを使用する事業者等は、当該サーマルカメラにより個人情報を取り扱っていることとなります。また、サーマルカメラにより取得した個人情報に該当する顔画像を含む情報の集合物が、特定の個人に係る画像情報を検索することができるようになっている等、電子計算機を用いて特定の個人情報を検索することができるよう体系的に構成されている場合には、当該顔画像を含む情報の集合物は「個人情報データベース等」（法第 16 条第 1 項）に該当します。サーマルカメラにより取り扱っている顔画像が個人情報に該当する場合、当該サーマルカメラを使用する事業者等には法の規律が適用されます。しかしながら、サーマルカメラにより個人情報を取り扱っていても、事業者等においてこのことが十分に認識されず、適用を受ける法の規律が遵守されずに顔画像の取得、サーマルカメラの廃棄等が行われている可能性があります。サーマルカメラを使用する事業者等においては、当該サーマルカメラの取扱説明書等により、当該サーマルカメラが、特定の個人を識別することができる顔画像を取得する機能を有しているかどうか等を確認の上、下記の留意点を踏まえ、法の規律に従い、個人情報を適正に取り扱ってください。

1. サーマルカメラにより「個人情報」（法第 2 条第 1 項）を取り扱う場合の留意点について

サーマルカメラを使用している「個人情報取扱事業者」（法第 16 条第 2 項）は、サーマルカメラにより特定の個人を識別することができる顔画像等の個人情報を取得する等、個人情報を取り扱っている場合、サーマルカメラにより取り扱う個人情報について、以下に特に掲げるものを含め、法の規律を遵守すること。

- (1) 個人情報である顔画像等の利用目的をできる限り具体的に特定するとともに（法第 17 条第 1 項）、「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合」（法第 21 条第 4 項第 4 号）に当たらない場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表すること（法第 21 条第 1 項）。
- (2) 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならないところ（法第 20 条第 1 項）、サーマルカメラの設置状況や外観等から、サーマルカメラにより検温が行

われているのみならず、自らの個人情報取得されていることが本人において容易に認識可能といえない場合には、容易に認識可能とするための措置を講じること。

2. サーマルカメラで取得した顔画像の情報が「個人情報データベース等」（法第 16 条第 1 項）を構成する場合の留意点について

個人情報取扱事業者がサーマルカメラにより取得した、特定の個人を識別することができるために個人情報に該当する顔画像が、個人情報データベース等を構成する場合、法における「個人データ」（法第 16 条第 3 項）を対象とする規律が適用されるため、以下に特に掲げるものを含め、法の規律を遵守すること。

- (1) 顔画像を含む個人データを利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めること（法第 22 条）。
- (2) 法第 23 条に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）等に従い、当該個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じること。
- (3) 特に、使用したサーマルカメラが不要になり、廃棄したり、中古品として売却したりする場合には、上記（2）の安全管理措置（法第 23 条）の一貫として、当該サーマルカメラに保存された個人データを復元不可能な手段で消去する等、個人データの漏えい等を防止するために必要な措置を行うこと。
- (4) なお、サーマルカメラにより取得された特定の個人を識別できる顔画像が、個人情報データベース等を構成していない場合には、個人データとして法第 23 条の安全管理措置を講ずる義務が直接適用される対象ではないものの、当該顔画像が漏えい等することがないように、各種安全管理措置を参考として適切に取り扱うことが望ましい。

関連資料

サーマルカメラを使用する場合の個人情報保護法上の留意点について留意点について（注意喚起）：

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230913_alert_thermalCamera_user.pdf

協会の動き

○ISO・JIS 試験法分科会に参画

9 月 26 日（火）に開催された、石油連盟主催による「ISO・JIS 試験法分科会」に参画し、ISO・JIS 原案について審議しました。

○第 3 回 エンジン試験専門委員会（Web 会議）に参画

9 月 26 日（火）に開催された、公益社団法人 石油学会主催による「第 3 回 エンジン試験専門委員会」に参画しました。

○2 サイクルエンジン油分科会 および JASO M 342, M 345 合同 WG (Web 会議) に参画

9 月 29 日 (金) に公益社団法人 自動車技術会主催による、「2 サイクルエンジン油分科会」および「JASO M 342, M345 合同 WG」に参画しました。

○第 65 回 JASO 次世代ガソリンエンジン油 TF (ハイブリッド会議) に参画

10 月 3 日 (火) に石油連盟および一般社団法人 日本自動車工業会による「第 65 回 JASO 次世代ガソリンエンジン油 TF」に参画しました。

○第 2 回 エンジンオイル分科会 (ハイブリッド会議) に参画

10 月 4 日 (水) に開催された、公益社団法人 自動車技術会主催による「第 2 回 エンジンオイル分科会」に参画しました。

○第 41 回 潤滑剤等関連団体連絡会議

10 月 11 日 (水) に航空会館において、潤滑油関連の五団体 (全国石油工業協同組合、日本グリース協会、全国工作油剤工業組合、全国オイルリサイクル協同組合及び潤滑油協会) の正副会長・理事長、事務局による第 41 回 潤滑剤等関連団体連絡会議が開催され、資源エネルギー庁 永井 燃料供給基盤整備課長のご挨拶の後、各団体の近況報告及び意見交換が行われました。

○第 4 回 エンジン試験専門委員会に参画

10 月 20 日 (金) に開催された、公益社団法人 石油学会主催による「第 4 回 エンジン試験専門委員会」に参画しました。

今後の予定

○潤滑油製造業地方研修会

横 浜 : 10 月 30 日 パシフィコ横浜

名古屋 : 11 月 16 日 前掲

神 戸 : 12 月 22 日 前掲

○理事会

12 月 8 日 アルカディア市ヶ谷

○JALOS 技術講習会

「初級コース・車両用潤滑油」

12 月 15 日 前掲

○JALOS 技術講習会

「初級コース・潤滑油添加剤の基礎」

2024 年 1 月 25 日 前掲

○JALOS 技術講習会

「初級コース・工業用潤滑剤」

2024 年 2 月 19 日、20 日 前掲

禁 無 断 転 載

発行日 2023 年 10 月 20 日

発行所 一般社団法人 潤滑油協会

〒273-0015

千葉県船橋市日の出二丁目 16 番 1 号

TEL 047-433-5181 (代表)

FAX 047-431-9579

印刷所 株式会社みつわ